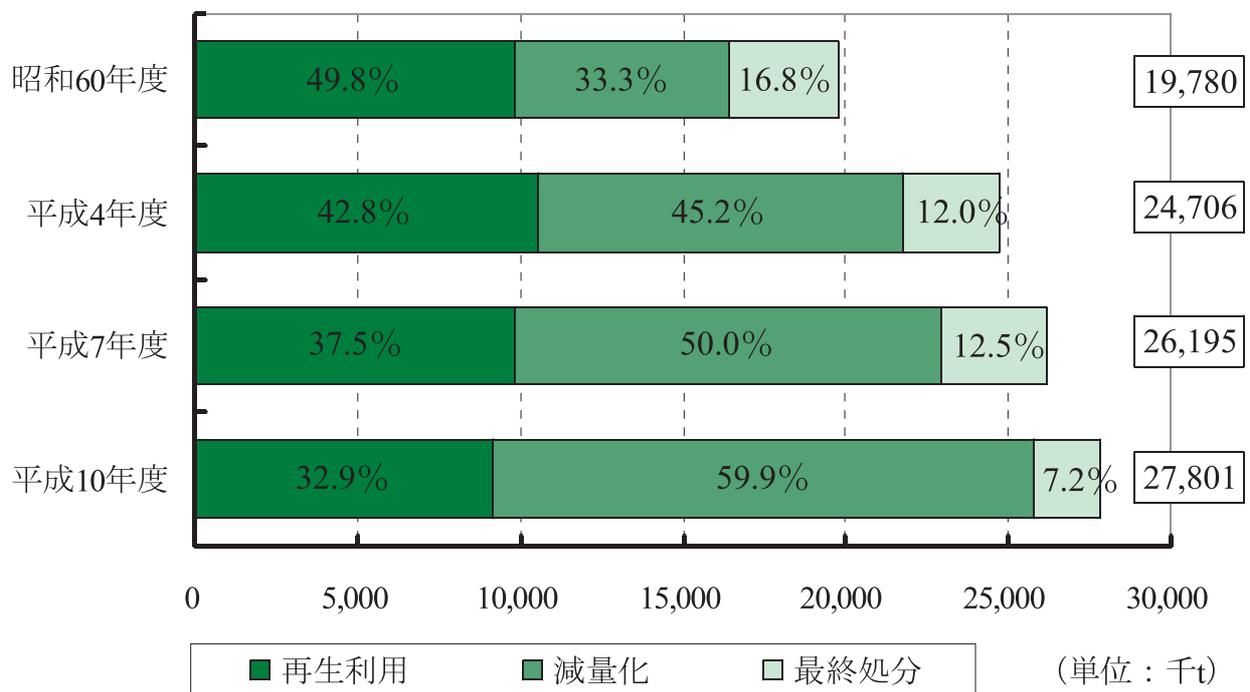


(6) 処理状況の推移

処理状況の推移は図 3-8 のとおりであり、中間処理による減量化効果は、量及び率とも、下水道の急速な普及と下水汚泥の脱水による減量化効果等を反映し、大幅に増加している。この影響を受けて、再生利用量はやや減少、再生利用率は、相当の減少傾向にある。最終処分量については、平成 7 年度までは、300 万 t 内外で推移していたものが、平成 10 年度は、約 200 万 t と大幅に減少した。これは、がれき類が、最終処分から路盤材等への再生利用に移行しているためと推察される。

図 3-8 処理状況の推移



第 2 節 特別管理産業廃棄物の処理状況

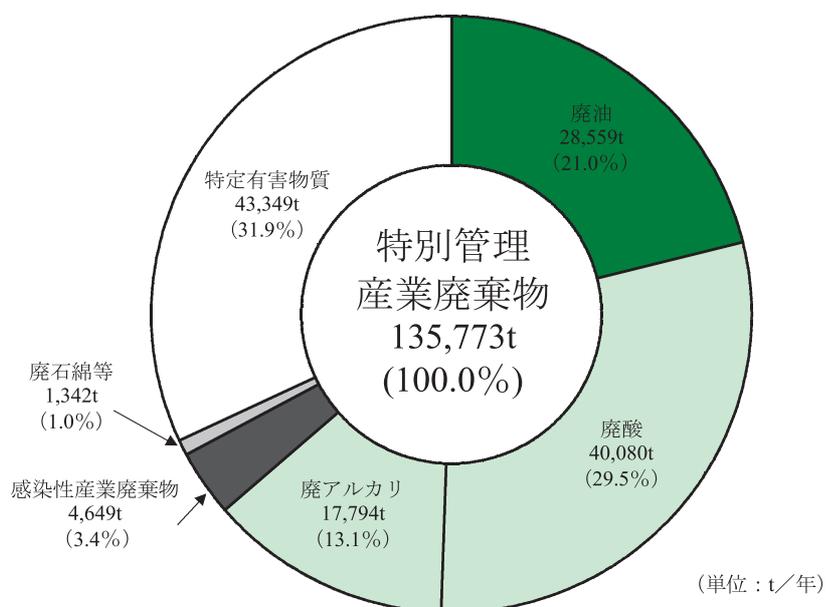
平成 10 年度における特別管理産業廃棄物の排出状況は表 3-5、図 3-9 のとおり、排出量は 135,773 t と全産業廃棄物 27,801 千 t の 0.5% を占める。種類別では廃酸、廃アルカリが併せて 57,874 t (42.6%) と最も多く、次いで汚泥等の特定有害産業廃棄物 43,349 t (31.9%)、廃油 28,559 t (21.0%) の順となっている。

また、特別管理産業廃棄物の処理形態については、委託処理が 94.4% と大半を占めている。

表 3-5 特別管理産業廃棄物の種類別処理形態別排出量（平成 10 年度）
（単位：t）

	排出量	自己直接中間 処理量	自己直接最終 処分量	業務委託量
廃油	28,559	583	2,865	25,111
廃酸	40,080	85	1	39,994
廃アルカリ	17,794	0	0	17,794
感染性	4,649	225	233	4,191
廃石綿等	1,342	0	272	1,070
特定有害廃棄物	43,349	2,825	521	40,003
県計	135,773	3,718	3,892	128,163

図 3-9 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 10 年度）



第 3 節 産業廃棄物処理施設等の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理を行うほか、廃棄物処理法の許可を受けた処理業者等による委託処分がある。また、産業廃棄物処理施設は廃棄物処理法により、脱水施設、焼却施設、最終処分場等 17 種類が許可対象施設（規模規定有り）として定められている。さらに、処理施設の設置主体は、排出事業者、処理業者、公共に大別される。